

藤沢市印鑑条例の一部改正について
藤沢市印鑑条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）12月20日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市印鑑条例の一部を改正する条例
藤沢市印鑑条例（昭和49年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第2条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 意思能力を有しない者

第12条第2項第6号を次のように改める。

(6) 意思能力を欠く常況に至ったとき。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定されたことに伴い、本市の印鑑登録制度における成年被後見人に係る規定を見直す必要による。